

## 電磁的方法による書面交付（電子交付）に関する承諾書

株式会社ワイズホールディングス 御中

私(本会員の名義人)は、電子交付対象である契約成立前書面、契約成立時書面（匿名組合契約書）及び財産管理報告書等において、株式会社ワイズホールディングス（以下、「当社」といいます。）に対して、以下の1～3にそれぞれ承諾したことを表明及び確約いたします。

1. 電子交付とは、不動産特定共同事業法に係る各種書面（重要事項や契約書）等を書面郵送に代えて、当サービスの全利用者を対象としてインターネットを通じて交付することです。
2. 当社は、下記(1)～(4)の電子交付対象書面を交付します。電子交付に承諾いただけない場合は当サービスをご利用いただけませんので、予めご了承ください。
  - (1) 契約成立前書面：投資対象ファンドの概要などを交付する書面です。
  - (2) 契約成立時書面（匿名組合契約書）：投資対象ファンドに係る匿名組合契約の締結時に交付する書面です。
  - (3) 財産管理報告書：投資対象ファンドの運用経過等をご報告する書面です。
  - (4) その他当社が必要に応じて顧客に交付する書面。
3. 当社は、下記の方法に基づき電子交付を致します。
  - (1) 当社が運営している Web サイト（以下「当社 Web サイト」といいます。）において書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項をダウンロードして記録する方法。
  - (2) 当社 Web サイトに、お客様マイページ（パスワードによる認証が必要なマイページ）を設け、そのお客様マイページに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
  - (3) 当社 Web サイトからハイパーリンク等により接続されるファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。
  - (4) 当社が電子メールを利用して、お客様の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に書面の記載事項を送信し、お客様が自己の電子計算機（パソコン、携帯電話等）に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法。
4. 本サービスを利用する上で電子交付に関する下記留意事項をご確認ください。
  - (1) 電子交付に承諾いただけないと当サービスはご利用いただけません。

- (2) 電子交付書面は、お客様のマイページ上にて閲覧することができます。
- (3) 別途郵送された書類については、保管をお願いいたします。
- (4) 当社にて、他社（当社とは別の不動産特定共同事業第一号事業者）が事業者となるファンドを代理・媒介する場合には、当サイトを通じて書面を電子交付します。

制定 2021年1月4日